

第8回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年10月8日（木） 12:58～14:16

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宍戸委員、長田委員、根本委員（代理出席：山田氏）、増田委員、森委員
内閣官房 副長官補付 木村参事官
情報通信技術（IT）総合戦略室 時澤審議官、富安審議官、中田企画官、生末企画官
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、山澄参事官、赤阪参事官、池田室長
総務省 行政管理局 水野管理官、田上情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 高原局長、阿部官房審議官、小川行政課長

1. 開 会
2. 地方公共団体の個人情報保護制度の検討
3. 自由討議
4. 中間整理に関するパブリックコメントの結果について
5. 閉 会

[資料]

【資料1】 地方公共団体の個人情報保護制度の検討

（別添） 参考資料

【資料2】 個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理に関するパブリックコメントの結果

（別添） パブリックコメント提出意見

○高橋座長 定刻となりましたので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第8回を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多用にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、根本委員の代理として山田様に御出席をいただいております。ありがとうございます。

また、前回御発表をお願いいたしました地方三団体の事務局の皆様にもオブザーバーとして傍聴をいただいております。

本日は、第7回同様、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に注意事項などについて御案内をお願いしたいと思います。

事務局、お願いします。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も高橋座長には事務局と同じ会議室にお越しいただきまして、御出席をいただいております。委員の皆様、御発表者の皆様におかれましてはイヤホンの着用、それから、御発言時以外はマイクをミュート、カメラはオフ、御発言時はマイクとカメラをオンにして、最初に御所属とお名前をおっしゃっていただきまして、御発言はゆっくりとという点に御協力をお願いいたします。

また、質疑応答、意見交換におきまして御発言を希望される場合には、画面の右側に表示されていると思いますけれども、チャット欄に御発言希望の旨をお名前とともにお知らせください。

会議中、もしお困りの点などがございましたら、事前にお知らせしております事務局担当者の携帯電話まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催しておりますので、配付資料や議事録につきましては、会議終了後、できるだけ速やかに公開することといたしたいと思っております。

本日の議事ですが、地方公共団体の個人情報保護制度の検討について、事務局で御説明をいただいた後、委員の皆様による自由討議を行い、その後、中間整理に関するパブリックコメントの結果について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

それでは、早速ですが、地方公共団体の個人情報保護制度の検討につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○小川自治行政局行政課長 総務省行政課の小川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料1を御準備いただきたいと思っております。地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性につきまして、御説明申し上げたいと思っております。

中身に入ります前に、前々回、中間報告の中で、地方公共団体の保護制度の留意点、視点といったものを多々御指摘をいただいております。ただ、そのときにも、一つの法律を定めて地方公共団体に適用するという方向性でいくのか、それとも現在の条例で定める形を維持しつつ、半ば方策でこの統一を図るという方向でいくのかという点について明らかな方向を出しておりませんでしたけれども、本日は方向について関係先と協議しながら検討した結果、一つの法律を定め、これを地方公共団体に適用する。こうした方向で今後、検討を進めたい。その説明を申し上げたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

資料の1ページでございますが、これが今回の検討の方向性の全体像でございます。左上から、地方公共団体が個人情報保護制度に関して、どんなことを求められているのかは、この2点であろうかと整理しております。

1つは、社会のデジタル化に対応した個人情報の保護と流通の両立ということでございます。ここはいわゆる2,000個問題というものをこの文脈で理解すべきものと考えておりまして、一つには団体ごとの規定・運用がばらばらであって、データ流通の妨げになり得るのではないかと。一方で、条例がまだ制定されていない団体があるという形で、保護水準の低い団体が存在しているといったことを同時に解決できたらといったことが2,000個問題の御指摘であろうと受け止めたところでございます。

もう一つ、地方公共団体が直面する要請でございますが、保護に関する国際的な制度調和、ハーモナイゼーションということがあろうかと思えます。これは関係の委員の皆様の方がお詳しい世界でございますが、GDPR等々のビジョンの中で、我が国が言わばデータ保護一流国になるためには、官民間問わず、国地方問わず、漏れの無い、穴の無い保護体制をしいていく必要がある。その中で、地方公共団体が果たす役割というのは大きいだろう。ここにも対応していく必要があると考えたところでございます。

そうしますと、右側の箱でございますけれども、一番上にありますとおり、保護と流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定するということがより直截で効果的ではなかろうか。このような考え方に至ったところでございます。なお、さらに法の的確な運用を図るために、国がガイドラインを策定していく。その上で、地方公共団体で必要な独自の措置がある場合には、法律の範囲内で最小限の独自措置を許容されるべきであろうというふうに考えているところでございます。

そうした考え方を図示したのが1ページの下段でございます。上の5色の色がついているところが現状のイメージでございます。一番左の青いところでございますが、A市は国と同じ内容の条例を持っているところでございます。

B組合というものは条例を制定していない団体でありまして、この団体については、観念的に言えば、個人情報保護が全く図られていない問題がある地方団体でございます。

緑のC市は、小規模な団体に多いわけでございますけれども、近年繰り返されます個人情報法あるいは行個法に条例改正がついてきていない。例えば、4年前に導入されました指紋とか虹彩などを含まず個人識別符号に対する規定がまだできていない。その意味で国よりも規律が低くなっている団体があるということでございます。

D市は逆に、十数年前に国の法律ができる前から条例を制定して対応してきたといったこと、あるいは特有の保護の要請に応じてきた。国よりも多くの情報を個人情報として定めていたり、規定ぶりが国の法律と異なる団体。その意味で、国の規律に対してより特化しているところがある。こうした団体があるということでございます。

E市も同様ではありますが、内容というよりも手続におきまして、一定の場合、例えば個人情報の外部提供等に当たりまして、審議会、審査会等に意見聴取をする手続を付加している団体がある。そうした見取り図でありまして、これが一方において、地方自治体から見ればそれぞれ独自性を持って行っているという自負・自認につながっているところがあると思えますし、一方で流通を重視する立場からはばらつきがある。このような御指摘

につながっていると認識をしているところでございます。

これを、絵の下段でございますが、共通ルールとしての新しい法律を設定することによりまして、共通する部分については、A市からE市、すなわち全ての地方公共団体が同一のルールの下に置かれるようになります。その上で、各団体で必要とされる実施措置がある場合には、必要最小限の措置を条例において設ける。このような姿に移行するということが望ましいのではないかと考えているところでございます。

しかし、地方の独立性あるいはばらつきを生むということで、論点になる点につきまして、次ページ以下で少し補足したいと思います。

2ページを御覧いただきますと、要配慮個人情報の定義、範囲でございます。左下に図示をしておりますけれども、国が定めている要配慮個人情報の範囲を青枠で示すいたしますと、それから飛び出した独自の情報を規定している団体がある。これは例えば、出生地による差別等を防ぐために出生地情報を要配慮個人情報としている団体がある。あるいは最近ですと、LGBT施策として同性婚証明書というものを発行する。そのときに作成される名簿等を要配慮個人情報として設定している。こうしたところがあるというものでございます。また、国と同じ範囲でありまして、条例できちんと書いているところもあれば、条例上は明確ではないけれども、運用で対応している団体もあります。

これが共通ルールを設定すれば、基本的には青枠の範囲で各団体が統一されます。その上で必要最小限の独自情報も追加される。このような姿になろうと考えているところでございます。

なお、要配慮個人情報そのものではありませんが、地方においては死者の情報をどう扱うかといったことも大きな課題になっておりまして、私どもの検討の中でこの件についても十分慎重に検討してまいりたいと思っております。

3ページは、規定ぶりが国と地方で異なっている、ばらついていると言われる一つの例でありますけれども、要配慮個人情報の取扱いに関する規制であります。

まず、地方からお話をしますと、真ん中の辺りの右側の絵ですが、地方の場合、多くの条例は一旦、要配慮個人情報の取得を全面的に禁止した上で、必要な場合にこれを適用除外する、取得できる例外を設ける。青枠の部分で、法令に定めがある、事務の目的達成に不可欠である場合には、原則禁止に対する例外として取得ができるという規定ぶりを設けているところが多くあります。

一方で国の場合には、要配慮個人情報の一般的な取得禁止規定はありませんで、法令の定める場合、あるいは目的をできる限り限定した上で、必要なものは行政手段として取得をする。その上で、利用目的の範囲を超えた保有は禁止とする。こうした形で、いわゆる個人情報の取扱いを定めています。

これは一見異なるわけでございます。個人情報の取得制限があるかなしかで見られがちでございますけれども、御説明したとおり、同じことを裏と表、ネガとポジで規定している。このような見方が可能であろうと考えておりまして、ここは新しい共通ルールを設定

するときには、国の規制方法のようなことを規定しても、現在、地方公共団体が条例で達成しようとしている目的は同様に達成できるのではないかというような見立てをしておるものでございます。

もちろん、今後、全団体に対しましてアンケートを行いまして、この考え方の実証性、各団体が現に有している条例との関係について御検討、御確認をいただくことを整理しているところでございます。

4 ページに進んでいただきまして、もう一つ、オンライン結合制限についてしばしば問題にされることが多くあります。時代遅れである、今どきオンラインに結合しないことはない。このような論点で指摘されるところでございます。これも地方の側から見ますと、右の表の一番下にありますとおり、各自治体のうち、ほとんどの団体がオンライン結合制限規定を設けている。この部分に着目して、古いとか遅れているという指摘になるわけでございます。

しかしながら、その中を見ていきますと、完全に一律に禁止している団体はもはやないわけでありまして、例えば法令に定めがあって、セキュリティ確保措置がしっかり取られている。こうしたことを要件としてオンライン結合を可能としている団体が全てでございます。そうしますと、国は一旦オンライン結合制限をするという規定はございませんが、安全確保措置、セキュリティ確保措置を取っている。それから、目的外利用の提供を制限することを義務として課しておりまして、また先ほどと同じネガとポジを持つ側から同じ行政目的を表現していると見るのが可能ではないかと考えるものでございます。

したがって、共通ルールの法制化にあたりまして、先ほどと同様、国と同じ規定を適用することによって、条例が達成しようとしていた内容は実現できるのではないかという見立てをしておるところでございます。

最後、5 ページでございますが、これは個人情報の目的外利用・提供に関する規制でございます。これはしばしば地方公共団体で目的外利用ができる場合の書き方がずれている。したがって、ある情報が特定の団体では提供されていたり、されなかったりする。したがって支障があるということをおっしゃるところでございます。

まず、国の制度を見ますと、具体的な法令に基づくとき、以下、I からIVを書いてございますが、4 つ例示した上で、VI、VIIのところですが、相当な理由があるとき、あるいは特別の理由があるときという包括的な規定を設けて、ここで拾っているわけであります。

一方で、地方公共団体の方を見ますと、例えばIIIの統計目的・学術目的の場合を規定していない団体があるとしたら。逆にVのところ、国にはない個別の事由、例えば人間の生命、身体、財産の保護といったことを書いてある団体がある。そういう意味では、規定ぶりそのものはずれているのですけれども、国も地方公共団体もそれぞれ包括的な規定を持っている、バスケットクローズを持っているわけでありまして、そこで読み込めるかどうかといったものに帰結する問題であろうと考えてございます。

したがって、これも今の国の制度のような規定ぶりにして、その上で包括的な規定

の中で読み込めるかどうかということをごガイドラインのような形で示すことによって、地方公共団体が実現しようとしている目的というのは達成可能ではないかと考えているものがございます。

その意味で、今、申しあげました2ページから5ページまでが、一見ずれている、あるいは差があるように見えるものも、実はほとんどの意味で同様のものの規定ぶりの差異に帰着するのではないかと考えておるものがございます。その意味で飲み込み可能な課題であると考えて今回の方針に至ったものがございます。

縷々お話をいたしました。一つ意見といたしましては、仕上がりの形といたしましては、今、御説明したようなすっきりした形に包括できると考えておりますけれども、そこに至る過程というのはなかなか手がかかるだろうと思います。法律が仮に制定された場合に、いろいろと各自治体の条例のすり合わせをして、法律で読める読めないの振り分けをして、どうしても必要最小限のものについては条例を作成して、これを議会にかけて、議会で成立をいただいた後はマニュアルだとか手引をつくって、自治体内の各セクションまで浸透させていくといったことがあって初めてワークすることになるわけでありまして、その意味で十分な準備期間を確保する。それから、私ども国の立場としても地方公共団体の作業に敬意を払って進めていくことは不可欠であろうと考えております。

それから、もう一つ、資料としては紹介しませんでしたけれども、1ページに戻っていただきますと、一番下にありますような共通ルールが設定されますと、言わば一つのプラットフォームとして機能する。したがって、例えばこれまで災害時あるいは今回のような感染症の蔓延時に、地方公共団体から国に対して全国的に統一した運用をしたいので、ルール・基準を示してほしいということをお願いする場面が多々あります。地方三団体、六団体からもそうした要望がたくさん出ております。

しかしながら、今までですと、各団体の条例が様々でしたので、国として実質的なルールについては示しにくいということがあったらだろうと思います。その意味で、国、地方が不幸せな関係、あるいは相互不信のもとにもなっていたわけでありましてけれども、今後、こうした共通ルールができれば、国としては「この施策に関するこの情報の保護、流通についてはこうすべし」といったことをガイドラインの形で示すことが容易になります。逆に言えば、地方公共団体から災害時あるいは感染症発生時にそうしたガイドラインを国に示してほしいということをお助言の求めという形で要請する。こうしたことも可能になっていく。その意味で、行政の関係で良好な関係をつくる機会にもなり得るだろうと考えてございます。

その意味で、こうした法制が地方公共団体にとっても、それから、国にとってもメリットがあるものかをどのように考えているかということ、資料化できませんでしたが、付言させていただきたいと思っております。

非常に駆け足の説明でございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○高橋座長 引き続き、お願いいたします。

○内閣官房IT総合戦略室 続きまして、内閣官房IT室でございますが、参考資料の御説明をさせていただきます。

右上に「資料1別添」と書いてあるものでございます。こちらは何か方向性を書いたものというわけではございませんでして、これまでの事実関係を整理したものでございます。

1 ページ目から9 ページ目まででございますが、これは前回御発表いただきました経団連、新経連、地方三団体の方々からの御発表と委員の方々からの御意見を論点別にまとめたものでございます。

10ページ、11ページが地方公共団体の個人情報保護制度について、どういった点が課題であるかということについて、これまで御指摘いただいた点をまとめたものでございます。

10ページが主に医療・学術分野について御指摘を受けているものを解説したものでございまして、例えばですけれども、事例1番、地方公共団体の条例ですと、学術研究の例外を規定していない場合があるというものが1番目でございます。

2番目ですと、特に医学研究分野ですと多施設共同研究の場合に、情報の保有主体ごとにルールが異なるわけですが、そういったことが研究者の方が全て理解するのはなかなか難しい。そういったことが課題として指摘されているということでございます。

11ページはその他の事例ということでございまして、上の事例ですと、特に民間企業が個人情報を活用した出店やマーケティングを行おうとしたときに、非識別加工情報というものがあつたら便利なのですけれども、大半の地方公共団体においてははまだ非識別加工情報に関する条例がないといったことが指摘されているところでございます。

続く事例の6番でございますが、これは新型コロナ対策として、新型コロナ対策パーソナルサポートというものを実施したことがあるわけですが、その際に要配慮個人情報、あるいは第三者提供の制限等の規定について、審査会の手続等が地方公共団体によって異なつたという点が、時間がかかつたということが言われているということでございます。

続く12ページは国際的なルール整備の潮流に関する報告でございまして、上の黄色い四角にありますとおり、広域的なデータ流通の増大を背景にして、各国・地域において包括的・統一的なルール整備に向けた動きが活発化しているところでございます。具体的には、2013年にOECDプライバシー・ガイドラインが改正されていますし、2018年のGDPRが施行、アメリカにつきましてはカリフォルニア州でCCPAという包括的なプライバシー規制が発効しているところでございますが、それに加えまして現在、連邦法制度に向けた動きがありまして、広く言いますと、そういった包括的・統一的なルール整備というものが世界的な潮流になっているということです。

13ページも同様に、海外の法制度の整理でございます。

14ページ以下でございますが、これは各国におけるデータ利活用の取組事例を参考として掲載したものでございます。14ページがオランダのアムステルダム、15ページがエスト

ニア、16ページがフィンランド、17ページもフィンランドということでございますが、データ利活用が進むことによって、住民ないしは国民にどういった利便性がもたらされるのかという点について、イメージを持っていただく意味で掲載しているものです。いずれも御参考ということでございます。

御説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様からの御質問や御意見をいただきたいと思えます。御質問、御意見のある委員の方は、チャットでお名前とともにお知らせしていただければありがたいと思えます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 国立情報学研究所の佐藤でございます。発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

幾つかコメントがあるのですけれども、やや長めになります、順番に申し上げます。

まず、いただいた資料の1ページ目のところで、今回の地方における条例の違いの問題として、データ流通に関わる問題だけではなくて、個人情報の保護に関しても問題があることを御指摘いただいたということは重要だと思っております。

ただ、その例として、今、御指摘いただいたところの1ページ目の図で言いますと、B組合であるとかC市といったところが保護に関して一部欠けているというのは、確かにそれはそのとおりなのですけれども、そのロジックで言いますと、A市とかD市、E市とかといったところは既に対応しているところなので、どうして法律で上書きをするのかという不満が出るのでしょうか、そういったクレームがつく可能性がありますので、欠けていることを御指摘することも重要なのですけれども、同時に条例の違いによって個人情報の保護に関わるデータの共有に問題が出ているケース。これに関しましては、前回の検討会で新経連さんから御指摘をいただいた例もありましたけれども、個人情報の保護のためのデータ共有においても問題が出ているという形にすると、より多数の地方公共団体の納得を得やすいのではないかと思っております。

全体の方針といたしましては、事務局から御説明をいただいたところで結構なのですけれども、まず、やや気になったこととしては、地方公共団体ごとにいろいろな特異性があるので、上乘せをすることに関して私は全く構わないと思うのですけれども、地方公共団体における個人情報に関して言いますと、いわゆる個人情報保護審査会というものがある、それが機能しているところもあれば、委員の確保で苦勞されているところもあって、いろいろだと思うのですが、やはり長年審査会を使って保護を行ってきたということを考えると、その審査会をどう考えるかということは検討していかなければいけないのだと思えます。

実はこれに関しては、地方公共団体に個人情報保護委員会がどう関与するのかということに関わってくると思えます。今日御説明いただいたのは総務省自治行政局の方ですの

で遠慮されたのだと思いますけれども、今後、個人情報保護委員会がどう地方公共団体に関与するのかということを議論していかないと、この先は議論できないかなと思っています。

あと、これに関わるのですけれども、地方公共団体の場合、情報公開条例と個人情報保護条例というものは非常に密接に関わっております。その部分も我々は丁寧に扱っていかなければいけないのだと思います。

ちょっと長くなりますが、あと1点だけ申し上げますと、オンライン結合制限に関しましては、今の御説明でも時代にそぐわないという御指摘がありました。私も個人的にはそう思うところなのですけれども、やはり結合制限に至るまでには、恐らく数多くの議論といろいろなコンセンサがあって成立しているものなので、丁寧に扱っていかなければいけないと思いますし、仮に法律で補完した場合に、今日の御説明では行個法の6条と8条で代わりにするというのですが、確かにアクセス者を制限するということは6条で読めることは読めるのですけれども、やや遠いといえば遠い。このところをガイドラインで補完するのか、むしろ6条、8条を変更して、よりオンライン結合を包摂できるような形の法律にするのかというのは今後御議論いただいたほうがいいのかと思っています。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 ありがとうございます。

私も今回、自治行政局から御説明いただいた法律で統一を図っていくというアプローチにつきましては、基本的に自治体の御負担を将来的に軽減していくために不可欠なアプローチと考えておりますので、基本的に方向性については賛同するものです。ただ、やはり気をつけていただきたい点が幾つかありますので、申し上げておきたいと思います。

1つは、やはり自治行政局の資料にもございましたように、それぞれの項目、条項について最大公約数を探っていきますと、それほど違いがないというのはこれまでも幾つかの条例を見てきた上での実感ではございますけれども、やはりその違いを安易に切り捨てないというスタンスが極めて重要だと思っておりまして、今、違いを丁寧にすくい取るためのプロセスについては御説明をいただいたところですが、それを具体的に言葉にさせていただいて、どのようなステップを取りながら自治体との距離を縮めていくのかといったことも明らかにしておく必要があるかと思っています。

そして、住民の方々にとって実質的に不利益があるかないかという観点で、自治体における個人情報の保護が後退しないというところを納得できるようにするために不可欠のステップですので、どのようなプロセスを取って進めていく作業になるのかということを明らかにしていただき進めることがまず肝要だと思っております。

もう一点ですけれども、これで一旦法律にしていまいますと、なかなかそれを柔軟に変えていくのは難しくなります。また、地方の取組でも、特に先進性の高い自治体などで実

施されているルールは国として取り入れるべきものがあるのではないかという謙虚な観点で、自治体がそれを調査していくことがまず求められるのではないかと考えております。

そして3つ目ですけれども、一つテーマにさせていただいたオンライン結合制限というものは、それ自体が時代遅れとは必ずしもいえないと思われまます。今、どのように機能しているかといいますと、自治体において今までデジタル化されていない個人情報をデジタル化して取り扱うに当たってのリスクアセスメントの機会にもなっているのです。オンライン結合制限のルールがあって、そこに照らしてどうなのかということを確認する作業の過程で、プライバシーに対するインパクトのアセスメントの機会にもなっているということ踏まえれば、デジタル化に伴うリスクアセスメントそのものがなくなならないようなルールにしていく必要があると思っております。

最後に4点目ですけれども、この2,000個問題と言われている問題というのは、ルールの統一もさることながら、利活用しようとする企業にとって交渉単位が多過ぎるというところに問題の大半があるのではないかと考えているところです。統一も大事だということが前回の検討会でも御主張いただいたところなのですけれども、今回のルールの統一といったことで実際にどれほど前進するのかといった制度のメリットというものを、先ほどプラットフォームとしての使い方ができるというメリットをお話いただきましたけれども、それを具体的に伝えていくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

少し長くなりまして申し訳ございません。以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 中央大学の石井です。ありがとうございます。

佐藤先生、大谷先生から御意見があったところとやや重複いたしますけれども、私のほうからも幾つかコメントをさせていただこうと思います。

まず第1点目は必要最小限の解釈についてです。これはできる限り早期に明確化していただく必要があるのではないかという点です。全体として一つの法律を定める方向については、私は賛成する立場に立ちますが、地方公共団体で設けている、国の法律にはない現行の規定として、要配慮個人情報に関する個別の情報、死者に関する情報、本人収集の原則、事務登録簿の規定、それ以外には、自治体によっては民間事業者への規制、それについて知事の助言勧告権限などを定めているところなどもあると認識しております。このような規定について、地方公共団体の独自の規定を原則として残してあげることができるのかどうか、あるいは必要最小限という言葉からすると、より狭く解釈されることになるのか。その解釈について、早期に明らかになることが望ましいだろうと考えております。

2点目がオンライン結合についてです。こちらも佐藤先生、大谷先生から御意見があったところですが、行政手続のオンライン化の流れは政府の方針として強いメッセージとして打ち出されていると私は受け止めておりますので、保護レベルを落とさないような措置を講じつつ、オンライン制限については廃止していく方向でよろしいのではないかと

と私は考えているところです。

3点目は、佐藤先生から御意見があったところですが、個人情報保護委員会が監督権限を行使していくことを想定したときに、現在の審議会、審査会の機能に大幅な見直しが求められるようになるのではないかという点についてです。委員会の監督権限がこれから地方公共団体における個人情報の取扱いにも及んでくるときに、審議会については現状、個人情報保護に関する一定事項について実施機関の諮問を受けるという役割を果たしていますけれども、そういう役割が著しく減少してくる可能性があると思います。これは、場合によっては行政コストの削減になる可能性があるかもしれません。また、審議会を通すのが大変だという意見が民間事業者から出ているということも参考資料10ページ、11ページ辺りに示されております。私も実際に民間事業者からそのような話を直接聞くことができますので、審議会の役割が今後どのようなことになるのかということについても、よく地方公共団体と協議していただいて、適切な方向性を見いだしていただきたいと思います。

それから、審査会に関しましては、不服申立があったときの審査に個人情報保護委員会の関与があり得るのかという点について、中間整理との関係でも検討しておく必要があると考えているところです。

最後に、医療・学術研究機関について、法律として一体化することでプラットフォームができ、共通ルールができるという点にもコメントさせていただきます。これは非常に望ましいことであると思っております。医療・学術研究機関の個人情報の取扱いが、地方独立行政法人をはじめ、自治体の条例の規律の対象となっている団体にも等しく適用されることで、研究機関・医療機関の情報利用が主体を問わずスムーズに行われるようになることを期待しております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。弁護士の森です。

私も先生方と同様に、自治行政局から御提案のありました共通ルール化に賛成です。また、御提案の理由である主要な規定について、おおむね行政機関個人情報保護法と同じようなルールで読み込めるのではないかというものについてもそのとおりだと思います。

問題は、資料の1ページ目にお書きいただきました必要最小限の独自の保護措置を許容というところで、これが先ほど来、大谷先生、石井先生からお話のあったところですが、これをどうやって認めていくのか、法律の範囲内で必要最小限ということが今後の課題ではないかと思っております。それについて、例えばの話ではあるのですが、前回のヒアリングで新経連から地方税法の御説明がありましたけれども、かなり趣旨としても近いところがあるのではないかと考えております。

仮に上乘せ、横出しというルールを自由に自治体のほうで決められることになると、とりあえず共通ルールと違う部分を条例にしておこうということも御準備のリソースとの

関係では発生してしまうことがあり得て、そうだとしますと、それは共通ルール化の趣旨を損ないますので、そこには何がしか中央での関与というものがあるべきであろうと思います。地方税法ではそれが総務大臣の同意というものであったわけですがけれども、こちらにも個人情報保護委員会、総務省の同意を条件にするということが考えられると思います。

ただ、こちらは逆に同意しなくてもいいのだということになりますと、今度は共通ルール一辺倒みたいなことになってしまうかも知れませんので、基本的には同意義務があるというふうにした上で、その同意義務の例外がある場面を幾つか決めておけば、健康・医療と国民の重大な利益に関わるデータの利用が阻害されるおそれがある場合とか、提案された上乘せ横出しの合理的な理由が分からない場合とかといった場合を同意義務の例外というふうにして、共通ルールの理念と地方自治の本旨というのでしょうか。個別の必要性のすくい取りとの両方を図ることができるのではないかと思います。これは本当に一案ですがけれども、そのようにして法律の範囲内で必要最小限の独自の法措置というものを探っていけるのではないかと思います。

また、これはやはりどうしても自治体の御準備に時間のリソースがかかる話ですので、時間的余裕をしっかりと取っていただいて、その間に上乘せ、横出しの必要性というものを精査していただいて、もし、そういうものがあればしっかりした理由とともに提案して同意してくれというふうにしていただくとうまくいくのかなと考えています。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、山田様、よろしく願いいたします。

○山田代理 代理出席の山田でございます。

意見を2つと質問を1つ述べたいと思います。まずは意見からです。

これまでも何度か申し上げておりますけれども、経団連としては、個人情報の一体的な保護と利活用を促進する観点から、地方公共団体を含む我が国全体として整合性の確保された個人情報保護制度を確立することが必要と考えております。したがって、本日、総務省自治行政局から示された、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定という大きな方向については、良いのではないかと考えるところでございます。

続いて、意見の2点目でございますが、そうはいつても、小川課長の御説明の中で「国が定めるガイドライン等に基づき運用を行う」という御発言が何度かございましたけれども、こちらについては、我々としては賛成しかねると思っております。

御案内のとおり、これまでも総務省におきましては、地方公共団体に対して個人情報保護条例の見直しに関する通知を出すなど、対策を行ってきたところでございます。しかしながら、例えば本日の資料のスライド4にも書いてございますけれども、平成29年にオンライン結合制限の見直し等に関する通知を総務省としては発したわけですが、改善はなかなか図られていないといった現実もあるところでございます。

こうした現実を踏まえ、地方公共団体による独自の措置につきましては、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うのではなく、既存の保護三法を統合して新たに制定される個人情報保護法において厳格な要件を定めた上で、国の個人情報保護委員会による規制・監督を受けることとすべきではないかと考えております。

条例における上乗せ、横出しというものを完全に否定するわけではもちろんございませんけれども、本日の総務省の御説明資料に書いてある表現を使うのであれば、「必要最小限の独自の保護措置」といったものに真の意味でとどめる必要があると考えます。また、前回会合におきまして、経団連として申し上げましたとおり、条例による上乗せ、横出しがどうしても必要なのか、各地方公共団体にその理由を立証していただきたいというふうにも考えているところでございます。

最後に関連する質問でございます。御説明資料のスライド1の右上の箱でございます「検討の方向性」に「法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容」とございますが、この「法律」というものが具体的にどの法律のことを考えておられるのかということを確認したいと思っております。

我が国全体で整合的な個人情報保護制度を確立して社会全体のデジタル化を進めていくためには当然、この「法律」というものは保護三法を統合して制定される新たな個人情報保護法であろうと考えてございます。しかしながら、この法律というものが仮に個人情報保護法ではない、あるいは個人情報保護法を含みますけれども、いろいろなほかの法律も含む、ということになりますと、結局は条例による上乗せ、横出しが必要最小限度にとどまらず、制度が変わったとしても実態は何ら変わらないといったことになるという懸念を持っております。

以上、こちらは確認になりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問をいただきましたので、事務局からお答えください。

○小川自治行政局行政課長 では、順不同になるかもしれませんが、総務省からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、佐藤委員から審査会のお話をいただいた点でございますが、これから地方公共団体とも意見交換する中でございまして、審査会の役割というものはかなりシフトしていただくと考えてございます。これまで一般的な調査研究等も行われてきたのですけれども、基本的には大きな事案が生じたときに執行機関側から諮問がなされ、それに対する是非を判断する。こうした点について負ってきたのだらうと思っておりますけれども、今後、こうした共通ルール、共通プラットフォームができて、かつ各省庁が示す、あるいは各法律に根拠がある仕事について、各府省から個人情報の流通あるいは保護に関する考え方、ガイドライン等が示される。

こうしたことが一般化してくるという前提に立ちますと、審査会においてはむしろ、事

案が出てからではなくて出る前に、典型的に生じるような事案について、国の法律あるいはガイドラインを各団体のこれまでの運用、あるいは今後の地方公共団体における手引ですとか、こうしたものの整合といったことをあらかじめ審査、調査しておく。そうしたことを執行機関側に提言、助言をいただいて、執行機関側ではあらかじめ、その考え方あるいは取扱いの整理をしていく。このような形に審査会の機能というものはシフトしていくのではないかと考えております。その意味で、引き続き審査会に期待するところは大きいですけれども、むしろ、その役割は事前の準備ですとか、あるいは質的な補助。そういうものに力点移るのではないかと考えてございます。

それに関係するところでございますが、今、お話ししましたとおり、地方公共団体の事務というものはかなりの部分、国の法律に根拠があるものでございます。したがって、その事務の実施に当たっては法律あるいはその法律に基づく各種通知等の縛りがあるわけでございます。そうした中で、おのずと個人情報の保護、あるいは流通についての考え方も示されるだろう。あるいはむしろ示すべきであろうと考えております。そうしたものを地方公共団体としては受け止めて、それに対応していく。そうしますと、これまではそうした各府省からの掲示がなかった中で条例を定め、対応してきたわけです。その意味で多様な条例が存在したわけですが、こうしたものがおのずと減少していくのではないかと考えておるところでございます。

最後、山田委員からお話がありました法律の範囲内の「法律」は何かということにも関連いたしますけれども、私どもとしてはこの法律というものは当然、新個人情報保護法、三法統一したものの。それに地方公共団体の加わった新法はもちろんですけれども、各施策について定める法律、その法律が指し示す個人情報の保護・流通に係る法制。こうしたものを含めたものが法律で規定されている。その範囲内で対応する必要がある。このような理解ではないかと考えておるものでございます。

それから、必要最小限というのは何かという点も複数の方からお話をいただきました。この点も今、お話ししたところに係るわけですが、国でこの個人情報のデータ、個人情報の保護・流通について、この法律に基づく施策についてはこうした取扱いをすべきであるということが示されれば、それを超える部分というのは基本的には存在しない。一方で、国に法令のない、地方独自の仕事があります。こうしたところについて、必要なことを定めるのは必要最小限のまさに最たるものであろうと思うのです。

先ほど例示を出しましたけれども、LGBTの施策の中で同性婚の証明書を出した。こうした事務を行っている団体があります。これについて、それでは国にそのデータの保護の在り方について尋ねようとしても、国としてはそもそも同性婚にはコミットしていないわけでありまして、国からもそうした方向性は示されない。そうしますと、地方公共団体自らがそのデータの重要性あるいは保護の在り方を考えて、それを条例で定めていく。その過程においては、審査会に執行機関としての考えを示し、諮問し、審査会からの答申を受けてルールをあらかじめ定めた。こうした場面は今後も出てくると考えているところ

でございます。

また、必要最小限を早期に示すべきだという意見がございました。私どもとしても引き続き、この必要最小限の考え方を整理していく必要があると思いますが、一方で、これも先ほどの話とずっと共通するわけですけれども、国の法令に係るものについては、ある意味、国の各省の考え方とインタラクティブに作っていく部分があると思うのです。そういう意味では、法律の制定時に全てが定まるというよりも、法律の制定後あるいは執行までの間、もしかすると執行後も各省ともインタラクティブなやり取りの中で幅が定まってくるのではないかと。こうした側面が多いのではないかと。このように考えておるところでございます。

それから、大谷委員から地方公共団体の意見把握、プロセスの御質問をいただきました。これも今のお話と共通するところでございますけれども、当然、私どもが制度設計する前に今日御説明したような考え方をお示しした上で、地方公共団体として実現可能であるか、支障があるか、抵触はないかといった点はアンケートという形で確認したいと考えております。

それから、法律ができた後も条例を制定するための必要な助言というものを総務省あるいは個人情報保護委員会、もしかすると各政策に係る関係各省からも助言をすることが必要であると思っております。そういう意味では息の長い取組になっていくだろうと考えております。

また、先進団体の取組の国への反映ということがございまして、こうした点につきましても、一つでは審査会の議論の一つだと思います。地方団体の直面している課題について必ずしも国から対応が示されない、また、新たにできた法律の範囲内では対応できないものについて、独自に条例で対応するのみならず、全国に共通する課題として国に提言をしていく。こうした役割・機能というものも地方公共団体あるいは審査会、審議会の機能として期待されるのではないかなどと考えておるところでございます。

取りあえず、以上で答えとさせていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

あと、お三方から御発言をいただく予定になっています。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員 ありがとうございます。全国消費生活相談協会の増田でございます。

全体の方向性について、地方ごとに事情があるとは思いますが、今回の御提案には基本的に賛成いたします。条例を制定していないとか一部規定がないケースが存在しているということから、基本的には一定のレベルまで全体の水準を引き上げるために共通のルールを設定することは必要と思われま。

住民からしますと、国の規定と条例がたとえ同じ内容であっても文言が異なる場合、同じ理解を得ることが容易であるのかという点も懸念することでございます。また、手続が国の規定よりも付加されている場合、その必要性やそれまでの効果を精査した上で組入れ

を判断することになるのではないかと思います。

その上で2点、意見を述べさせていただきます。

個別論点1の要配慮個人情報の定義についてですが、国民全体が同じ理解であるべきであって、地域で異なることのないように希望いたします。特に規定していなかったり、国の規律に届かない状況は望ましくないのではないかと思います。精査した上で地方において付加することにしたかどうかと思います。なお、消費生活相談の現場からは死者の情報も個人情報と規定していただきたいと考えています。

次に、個別論点4の目的外利用と提供に関する規制ですけれども、目的外利用と提供に関する規制は国民が個人として非常に注目する事項だと思います。データの利活用の要請が高まって、また、医療分野、学術分野などの公益的な目的のために活用されるという方向にある中では、これまでと異なって個人情報に関する国民の意識が高まりますし、高まるべきだと考えています。そうした状況においては、目的外利用、提供の要件が国と異なる場合、なぜ異なるのかという説明を明確にできなくてはならないと考えます。こうしたことは消費生活センターなどでは非常に多く想定されるのではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。ありがとうございます。

それでは、私からも大きく4点申し上げたいと思います。

1点目は全体的なことに関わりますけれども、本日、総務省自治行政局様から御提案いただいた地方公共団体における個人情報保護制度について、国の法律で可能な限りの統一を図っていくことに賛成でございます。その理由づけについては、既に森先生などから御意見があったところですが、3点あるだろうと考えております。

1つは、個人情報保護を日本社会全体として水漏れなく、きちんとして国際的な個人情報保護の水準に達するということでありまして、その際に、EUのGDPRの相互十分性認証にも、日本におけるパブリックセクターとして重要な役割を果たしている地方公共団体の個人情報保護について、例えば委員会の監督であったり、きちんとした保護水準が保たれていることが、とりわけ、ガバメントアクセスについて重要であることは交渉の過程でも広く識者に認識されたところでございます。その意味で、基本的には利活用と保護の両方をきちんとしていくために今回の法制の統一が必要なのだと考える、そこをしっかりとさせていくべきではないかと思います。

2点目に、これは個人情報の利活用の観点からも大事であるわけですが、そこでの利活用といったときに、もちろん、経済界の皆様の経済的な観点からの個人情報の利活用の御主張は当然であるわけですが、併せて、表現の自由とか民主主義の観点から見て、一定程度、個人情報保護の考え方がそろっていることは非常に重要であるということは申し上げておきたいと思っております。

とりわけ、地方公共団体の個人情報保護の運用によって、いろいろな公共的な関心を呼ぶべき問題について、言わば実名隠しのようなことが問題になってきたのは広く知られていることでありまして、この点も本来、今回の法制の統一の立法事実として組み入れられるべきであると、表現の自由の研究者としては考えているということを申し上げたいと思います。

3つ目に、今回の個人情報保護法制の見直しは地方公共団体あるいは地方自治にとっても本来メリットがある、必要なことであるということをおえて申し上げておきたいと思えます。この点はぜひ地方公共団体の側にも御理解をいただきたいと思えます。

行政のデジタル化が進んでくる中、あるいは進められることが期待されている中で、しっかりとした個人情報保護の仕組みがなければ、単に行政のデジタル化を進めて住民のプライバシー等の権利利益の保護の水準が下がるか、逆に行政サービスがきちんと提供できなくなって、ほかの自治体ではできているデジタルな行政サービスが我が自治体では個人情報保護法制あるいはその運用が不十分でできないといったことにならないという意味でもそうですし、国・地方のデータ共有、データ連携による政策連携もそうですが、いわゆる広域連携、広域自治体と基礎自治体の連携、あるいは基礎自治体間の連携という意味でも、このデータの連携・共有が必要であります。

それには当然、一定の保護とルールの一貫がなければいけないということは第32次地方制度調査会の議論でも見えてきた方向であると思えますので、こういった点からも全体として個人情報の保護をしっかりしていく。それから、表現の自由を含む個人情報データの公共的な利用。3つ目に、地方自治、あるいは地方サービス、行政サービスの確保。これらの観点から、全体としても今回の法制の統一は意味があることだということをぜひ確認しておきたいと思えます。

残り3つは簡単に申し上げます。

1つ目は、法制を統一していく上で必要最小限の地方自治の発揮ということで、1つは実体的な要配慮個人情報の範囲の問題、2つ目は手続的な問題の2つが分かれると思えますので、それぞれ申し上げたいと思えます。

要配慮個人情報の問題につきましては、私自身は自治体によって、条例によって違いが出てくるということについて、殊に基本的人権に関わるものであるが故に、ずれが起きるのは本来おかしいのではないかと思うと同時に、今、ここで提起されている具体例、例えばLGBTの方、あるいは性自認とか性的指向に関する問題はまた少し別の問題であるだろうと思っております。性自認、性的指向に関する情報をきっちりと保護していくということは、一例ではヨーロッパのプライバシー、個人データ保護の水準の発想からしますとかなり重大な問題であり、我が国でもその問題については、例えば補完的ルールで手当するとか、いろいろな議論があり得るところです。

その意味で、例えば国全体としてはそこまでまだ行かないにしても、地方公共団体がこのような問題について自ら取り組んで、一定の施策を性自認あるいは性的指向に関する問

題について住民自治の発揮として講じ、そして、その延長線上で各自治体の個人情報保護条例で一定の手当てをするということは、私はあり得るべきものだろうと思います。つまり、要配慮個人情報を勝手に地方公共団体が好きに決めていいかどうかという問題と、具体的に議論されている問題とは少し分けて考えたほうがいいのではないかとというのが大きな話の2点目です。

3点目の、法制を統一していく上で、地方公共団体がそれぞれ独自の規律を設けることができるかどうかということに係る手続的な問題でございます。これについては、今回御議論されているような地方公共団体の規律に関する法律を統一していくことになったときに、法律で決めたから、言わば法令の範囲内を踏み出す条例だとして直ちに効力を失わせるといった附則の決め方は、例えば児童ポルノ法などで過去に例があることであります。要するに法律で決めて、それにはみ出す条例の部分を消していくということはできないものではないと私は思います。

他方で、地方公共団体において個人情報保護条例をつくっておられ、そして、今の規律が本当に意味があるものなのか、地方自治の観点からどうしても我が自治体としては残すべきものなのかどうかということをごきっちりお考えいただいた上で、合わせるなら合わせる、残すなら残すということを確認するためには、法律の施行に至るまでに附則において、この法律の趣旨を踏まえて各地方公共団体において必要な措置を講じなさいということを経法律において規定する。そして、その中で総務省ないし個人情報保護委員会からきっちりとした考え方を示し、だったら、これはそのまま条例を直してしまえばいいとか、この条例はこういうふうに修正して残すとかいうことがあり得るのではないかと思います。

総務省はよく御承知だと思いますけれども、例えば地方自治法の平成29年改正のときの附則の2条で公務員制度について、地方公共団体の長において必要な措置を講じなさいということ定めて、それに対して総務省が助言などをするという規定の例がありますけれども、こういった形で、ただ法律をつくりましたというだけではなくて、現実に回るように、移行について地方公共団体においてよく考えていただき、残していただくものは残していただく、そうでないものは合わせていただくということも、私は法律できっちり方向づけをするべきでないか。それが法治国家としてもふさわしいことではないかと思っております。

また、森先生からもお話がありましたけれども、その後、地方公共団体が新しい個人情報保護に関する条例を定められたいと思ったときには、例えば地方税法261条に実体的な要件、不同意事由の要件が定められている地方税に関する同意の仕組みなどを参考にしたルールを置くことも検討に値するのではないかと思っております。

すみません。長くなってございますが、4点目でございます。このように法律の制度を統一すると同時に、例えば個人情報保護審議会なども含めた運用の統一を図っていく上では、個人情報保護委員会が起草されて、内閣において決定されるころの個人情報保護に関する基本方針が非常に重要な役割を果たしていると思っております。そして、その基本方針を定め

られる際に、地方公共団体は本日おいでもありますが、地方公共団体の皆様、お集まりの6団体などからの意見もきちんと聞き、その上で基本方針をきっちり定める。あるいは今後必要な個人情報保護法制の見直しもしていくという大まかなルールベースのところでの合意を図る。

他方で、具体的な法制の運用ということと言えますと、これまで非常に重要な役割を果たしてこられた行政管理研究センターなどのような機関での、各地方公共団体の個人情報保護の実務に関わる方々への情報提供や意識共有、セミナーなどといった形からの支援も各省庁協力していただきたいと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、生貝委員、お願いします。

○生貝委員 ありがとうございます。

私も本日お示しいただいた法律により共通化を行うという方向性について、望ましいものだと考えます。そして、既に繰り返し御指摘がございましたとおり、特にその改正までということもございますけれども、改正後のプロセスといったようなもの、法という形式、そして運用という実質も含めて、本当の意味での共通化を進める、その中で地方自治の尊重といったものを実現していく上で、果たして国と地方の協力関係というものが、あるいは広域自治体と基礎自治体との協力関係というものがどのようにあるべきなのか。そうした組織的な構造というところを含めてしっかりと考えていくことが望ましいのだろうと思っております。

その上で各論的なところについて、3点ほど簡単にコメントということになるのですが、まず1つは、上乘せ、横出しを許容する形にするとして、既に御指摘、御意見等もございました、例えば総務省や個人情報保護委員会の同意といった方法もあれば、より緩やかに認めるといった様々な方法もあるのだと思います。そうしたときに、私自身もできる限り最小限にとどめるのが望ましいと思うものではあるのですが、例えば欧州のGDPRの枠組みの中ですと、加盟国が裁量で規定を決められる一部の条項に関して、具体的には85条の部分であったりするわけですが、そのことについて、独自の規律を定める場合には欧州委員会に対してちゃんと通知を行わなければならないとしています。

つまり一つは、日本で言えば国全体としてどのような各自治体独自の規定というものがこの後も存在するのかということはしっかり把握していく。また同時に、その自治体の意思としても、これはこういった理由で、こういった本旨でもって、そういった規定を維持しようとしているのだといったことはしっかり伝えていただくということ。そういうことによって、特に民間事業者様の把握や理解というところにも資するでしょうし、あるいは国と地方を含めたまさにコミュニケーション、意思疎通といったところにも資することがあるのではないかと。あくまでも一つの選択肢ではございますけれども、そういったことも可能性としてはあり得るのかと感じたところが一つです。

2つ目に関しまして、特に今回、全体の中でも医療・学術という分野につきましては、1ページ目の一番下の赤字で書いていただいているとおり、国の組織同様、民間規律を適用するとしていただいていることは望ましいのではないかと思います。これは諸外国の制度等を見ていまして、やはりいわゆる公的機関の公の任務に基づく個人データの活用というところと、医療や学術といったような分野での活用といったところは、もともと指導原理が異なるものである。特に医療や学術というものはそれぞれ、もともと全国的な共通性というものも高く、また、独自のディシプリンも強いところであり、また広域的なデータ共有といったところの必要性ももとより高いところだと思います。

ですから、まさに規律のある種の統合性の在り方に関して段階性を設けることとともに、あるいはまた最初にお話がありましたとおり、完全な統一化といったところにはある程度の期間がかかるプロセスが必要になるとは思われますところ、例えばこの分野については、少し時期を別途分けて、特に短期的に考えるなどの方法ももしかするとあり得るのかと感じたところです。

最後の3点目は本当に御参考までになのですが、特にこの運用、そして保護と活用を全国あまねく実質的に進めていく中で、引き続き各自治体様の主体的な努力というのが非常に重要なのだと思っております。そうしたときに、これもあくまで外国法からの御参考ですが、ヨーロッパのほうですと、いわゆるデータ保護オフィサーというものに関して、民間企業に関しては一定の要件を満たした特に巨大な組織などに関して設置を求めるところでございますが、公的機関に関しては、自治体を含めてそれを原則として設置することを求めることにし、その組織のデータ保護法の運用と適用の在り方に関して、ある種総括するといった役割を持つポジションを設置することを求めているわけでございます。

もちろん、日本でそういったことを法定するかどうかというのはまた別でございますけれども、それぞれの組織の取組の向上、あるいは全国的な中央との関係を含めたリエゾンといったようなところでも参考になる部分があるのかなと考えておまして、今後の各自治体様の取組に関する論点として御参考としていただければと思います。

少し長くなりまして恐縮ですが、以上です。

○高橋座長 ありがとうございました。

それでは、長田委員、お願いいたします。

○長田委員 長田でございます。ありがとうございます。

先ほど増田委員からも御指摘があった個人情報定義のところなのですが、死者にかなり多くの自治体が定義していらっしゃる状態の中で、法律にそれを反映させるという考え方も十分にあると思います。今回のこの御提案については基本的に賛成しているわけですが、その後の意見聴取を丁寧にプロセス化していく中で自治体のほうから、これは法律できちんと定義すべきではないか、規定すべきではないかという意見聴取についてもきちんとしていただいて、その上で共通化するルールというものが国としてつくっ

ていければ一番いいのではないかと考えているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

四方について御発言がありましたが、同じように何かコメントはございますか。特にございませんか。

ないですか。分かりました。

基本的には今、事務局から御説明のあった方向に皆様方から御賛同をいただいたと思います。ただ、より具体的に詰めるべき点については、貴重な参考となる意見がありましたので、事務局はそれをよく受け止めて、また次回に向けて、さらに調整していただければと思います。

時間の関係上、皆様に御発言をいただいたと思いますので、この議論はここまでにさせていただきますたいと思います。

次は、中間整理に関するパブリックコメントの結果につきまして、事務局から御説明いただきますたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。それでは、パブリックコメントの内容について簡単に御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1 ページ目が内容でございますけれども、8月29日から9月28日までの約1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果といたしまして、26の個人・団体から89件の御意見をいただいたところでございます。

その下にいただいた意見の具体的な内容をそのまま掲載してございます。大筋では中間整理の方向性について御賛同いただけるような結果が多かったのではないかと認識しております。

もう少し具体的に申し上げますと、一つの焦点であります規律の統一をどこまでするか、特に官民の統一をどこでするかというところにつきましては、おおむね産業界からはより積極的な統一を求める声がある。その一方で、官側の規律が緩む等の懸念から慎重な検討を求める意見も他方であったというところでございまして、そこは両方の意見があったということでございます。

それから、今回、規律が大きく変わります医療とか学術、あるいは独法の関係の当事者からの意見ということで申し上げますと、9ページ以下に独法の一つであります国立研究開発法人情報通信研究機構さんから詳細な意見をいただいております。こちらは大筋では御異論はないということではあります。今やっている研究活動に支障がないよう、配慮であるとか経過措置といったものを求めるといった御意見をいただいております。

それから、今回大きく規律が変わります私立大学の関係で申し上げますと、17ページのところから日本私立大学協会さんから御意見をいただいております。真ん中のほうでございまして、学術研究に係る適用除外規定の見直しというところにおきまして、今回の一元

化によって適用除外規定の内容を見直して、GDPR十分性認定の効力が及ぶようにすることが海外の研究交流の促進が期待されるため異論はないといった御意見をいただいているところでございます。それから、安全管理措置、あるいは保有個人データの開示等を適用するにあたって、大学自治等の観点から自主規範を策定する。その上で、個人情報保護委員会が原則として監督権限を行使しないといった整理で異論はないといったコメントをいただいているところでございます。

その他、今日の議題でございました地方公共団体の個人情報保護制度の関係につきましてもいろいろ御意見をいただいておりますが、基本的には産業界を中心といたしまして、法律で統一的に規律していくことに対して期待が寄せられている。そういった状況でございます。

パブコメについては以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

御報告いただいたということで取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、若干早い終了時刻とはなりますが、本日も活発な御議論をいただいて大変ありがとうございました。引き続き参考になるような御意見をいただいたと思います。

地方公共団体の個人情報保護の制度につきましては、本日、委員の皆様からいただきました御意見を次回の具体的な見直しの方向性の検討に生かしていただければと思っております。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、また、円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、次回の検討会において、地方公共団体の個人情報保護制度の具体的な見直しの素案をお示しすることを予定しております。

次回以降の日程につきましては、別途、事務局から御連絡申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、若干早い時刻ではございますが、「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第8回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にもお伝えしましたとおり、本日の配付資料については後ほどホームページ公開とさせていただきます。議事録につきましてもこれまで同様に、事務局より各委員・各発表者には御発言部分を御確認いただきました後に、速やかにホームページに掲載したいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、本日もありがとうございました。これにて終わりにさせていただきます。